

## 当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

### ■医療 DX 推進体制整備加算（医療 DX）

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様によりよい医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

### ■オンライン資格確認による医療情報の取得（医療情報取得加算）

当院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

患者様の薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

なお、公費負担受給者証についてはマイナンバーカードで確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

### ■一般名での処方について（一般名処方加算）

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。

お薬についてご不明・ご心配ごとがございましたら、お気軽に医師にご相談ください。

### ■コンタクトレンズ検査料 1

当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設として届出を行っています。

- ・初診：291 点
- ・再診：75 点
- ・コンタクトレンズ検査料 1：200 点

コンタクトレンズの装用のために受診された方でも、厚生労働省が規定した疾患がある場合は、通常の保険点数となります。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

※治療を要する場合は、別途費用がかかります。

コンタクトレンズ診療医師

氏 名：松屋 直樹

眼科診療経験：昭和 53 年より眼科診療に従事

■外来・在宅ベースアップ評価料（I）

当院では、医療に従事する職員の賃金改善を図る体制につき、ベースアップ評価料（I）の施設基準の届出を行っています。

松屋眼科医院 管理者(院長)：松屋 直樹